裁　決　書

○○○○○○○○○○
審査請求人　○　○　○　○

処　分　庁　前橋市福祉事務所長

審査請求人が平成２８年１２月６日に提起した生活保護法第７８条に基づく保護費の徴収決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主　　文

１　本件審査請求に係る処分のうち徴収決定額○○○○円を超える部分を取り消す。
２　本件審査請求のその余の部分を棄却する。

事案の概要

１　平成２６年３月７日、審査請求人は、処分庁に対して生活保護を申請し、同日、処分庁はこれを受理し、審査請求人の生活保護が開始された。
２　平成２８年７月１２日及び２２日、処分庁は、審査請求人の平成２７年中所得の調査を実施し、審査請求人が平成２７年中の所得として○○○○円の収入を得ていたこと及び当該収入が株式会社○○○○（以下「本件勤務先」という。）からの給与であったことを把握した。
３　平成２８年８月３日及び９月２日、処分庁は本件勤務先に対し、書面で給与支払状況の調査を実施し、本件勤務先は、平成２８年８月８日付けの回答書（以下「８月８日付け回答書」という。）及び同年１０月１１日付けの回答書（以下「１０月１１日付け回答書」といい、８月８日付け回答書と併せて「本件各回答書」という。）を処分庁に提出した。
４　平成２８年１０月１９日、処分庁は、審査請求人に対し、申告義務があるにもかかわらず本件勤務先からの給与収入（以下「本件給与収入」）を申告しなかったとして、生活保護法（以下「法」という。）第７８条第１項の規定に基づき○○○○円を徴収する旨の決定（以下「本件処分」という。）をし、同月３１日、審査請求人に対しその旨を記載した同月２０日付けの処分通知書を郵送した。

５　平成２８年１２月６日、審査請求人は、審査庁である前橋市長に対し、本件処分の取り消しを求めて本件審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

１　本件給与収入の額について

(1) 処分庁の主張

ア　本件処分による徴収額は、本件回答書に基づいて算出しており、給与の総支給額から社会保険料等の控除額を差し引いた〇〇〇〇円について、法第７８条を適用し、その返還を求めるものである。

イ　審査請求人は、上記の金額について「実際に支払いを受けた金額とは異なっている。」との主張をしているが、審査請求人からは本件給与収入の申告を受けておらず、審査請求人の主張する給与支払額の根拠となる資料がない。したがって、本件各回答書に基づいて法第７８条の適用金額を算出することは妥当である。

ウ　審査請求人が示した給料支払明細書には、事業所名の記載や社印等の押印が無く、正当な証拠とは認められない。

(2) 審査請求人の主張

ア　本件給与収入は、総額〇〇万円強である。

イ　処分庁の弁明書に記載された給与支払額は、審査請求人が本件勤務先から給与をもらった時に処分庁の職員が立ち会ってその給与の中身を確認したとか、銀行の口座に振込みで支払われているというような証拠がなく、本件勤務先が審査請求人に対して支払ったと言っていることを処分庁は鵜呑みにして、審査請求人に対して支払いを求めているのであり、処分庁は審査請求人に対して、証拠を提出するようお願いする。

ウ　審査請求人に支払われた給料の額は、１１月分〇〇〇〇円、１２月分〇〇〇〇円、残業代の未払い分〇〇〇〇円、１月分〇〇〇〇円で１月分を除いた合計額は、〇〇〇〇円である（証拠書類として、平成２７年１１月分及び１２月分の給料支払い明細書（以下「本件給料明細」という。）並びに残業代の未払い分及び平成２８年１月分の給与が振り込まれたとする口座の通帳（以下「本件通帳」という。）の写しを提出。）

エ　審査請求人が本当に本件勤務先から受け取ったのは、本件通帳に記載された金額（平成２８年２月５日付けで振り込まれた〇〇〇〇円及び同月１２日付けで振り込まれた〇〇〇〇円）だけであるから、審査請求人が支払うべき金額は〇〇〇〇円である（平成２９年１２月６日付けで審理員が審理手続を終結し

た後の主張）。

２　審査請求人への収入申告の義務に係る指導、説明等について

(1) 処分庁の主張

生活保護受給者は法第６１条に基づき、保護受給期間中に受取った給与、年金、保険金等の収入について福祉事務所長へ申告する義務を負う。収入の申告については生活保護受給開始当初に「保護のしおり」に沿って保護受給期間中の権利義務を説明する中で審査請求人に説明しており、収入があったときには必ず収入申告を行うよう指導してきたが、本件勤務先からの給与の収入申告は行われなかった。

(2) 審査請求人の主張

処分庁は「収入があったときには必ず収入申告を行うよう指導してきた。」としているが、審査請求人は当該指導を受けていない。

理　　由

１　本件給与収入の額について

(1) 処分庁は、本件給与収入について、その総支給額から社会保険料等の控除額を差し引いた額（以下「差引支給額」という。）は、〇〇〇〇円である旨を主張し、証拠書類として、本件各回答書を提出している。

一方、審査請求人は、差引支給額は〇〇〇〇円（平成２８年１月分を含む。）である旨を主張し、証拠書類として、本件給料明細及び本件通帳の写しを提出している。

これら処分庁及び審査請求人から提出された証拠には、次のような記載が認められる。

ア　８月８日付け回答書

「平成２７年１２月分給与･賞与」の欄には「〇〇〇〇円」の記載が二重線で取り消されており、その下に「〇〇〇〇円」と記載されている。

イ　１０月１１日付け回答書

平成２８年１月分の「控除（税･保険･年金）」欄には、「〇〇〇〇円」と記載されている。

ウ　本件給料明細

平成２７年１２月分の明細には、支給額の合計欄に「〇〇〇〇円」と記載されている。

エ　本件通帳

平成２８年２月５日に「〇〇〇〇」から「〇〇〇〇円」、同月１２日に「〇

○○○」から「○○○○円」の入金があった旨が記載されている。

(2) これらの証拠の記載について検討するに、８月８日付け回答書中「平成２７年１２月給与・賞与」の欄に二重線を付されて記載されている「○○○○円」（この金額は、本件給料明細の平成２７年１２月分の支給額として記載されている金額と同額である。）とその下に記載されている「○○○○円」との金額の差は○○○○円であり、この金額は審査請求人が残業代の未払金が振り込まれたとする本件通帳に記載された金額（○○○○円）と同額である。したがって、８月８日付け回答書のこれらの記載は、本件勤務先の担当者が、最初に平成２７年１２月分の給与として当初支払った金額（○○○○円）を記載し、その後、当該金額とは別に支払った金銭があったため、最初の記載を消して、その額を合計した金額（○○○○円）を記載したと考えるのが自然である。

(3) また、１０月１１日付け回答書中平成２８年１月分の「控除（税･保険･年金）」欄に記載されている「○○○○円」という額は、審査請求人が１月分の給与として振り込まれたとする本件通帳の金額（○○○○円）と同額であることが認められる。社会通念上、給与の支給額が０円の場合に、税、社会保険料等が控除されることは考えられず、１０月１１日付け回答書の当該記載は、本来、給与の支給額として記載すべきものを誤って控除額の欄に記載したものと考えるのが自然である。

(4) 以上のことからすれば、審査請求人が提出した本件給料明細は、作成者の押印又は署名を欠くものの、８月８日付け回答書に記載されている支給額と一致しており、特段不合理又は不自然な点は認められず、そのほかに同証拠の信用性を否定するに足りる事情は認められない。また、本件通帳についても、特段不自然な点は認められず、本件給料明細の記載と併せ考えると、本件各回答書の内容をより合理的に説明することが可能となるのである。

一方、本件各回答書は、誤記と考えられる記載がある等、信用性に欠ける部分があり、処分庁からは同証拠のほかに審査請求人の主張する給与収入の額を否定するに足りる証拠は提出されていない。

(5) したがって、審査請求人が本件勤務先から支払いを受けた給与収入の額は、審査請求人が提出した証拠から算出するのが妥当であり、その額は、○○○○円であったものと認められる。

(6) なお、審理手続終結後、審査請求人は、本件給与収入の額は本件勤務先から審査請求人の口座に振込みがあった金額（計○○○○円）であり、審査請求人は同金額についてのみ支払い義務を負う旨を主張している。しかし、かかる主張は、証拠や審査請求人の従前の主張との整合性を欠くから、これを採用することはできない。

２　審査請求人への収入申告の義務に係る指導、説明等について

(1) 審査請求人は、上記で検討したような本件給与収入を得ていたにも関わらず、これを処分庁に申告していなかったのであり、客観的にみて審査請求人が法第６１条に規定する届出義務に違反していることは明らかである。しかしながら、当該届出義務違反があったことのみをもって法第７８条第１項の適用要件である「不実の申請その他不正な手段により保護を受けたこと。」に該当するということはできず、収入申告の義務があることを認識しながらこれを怠り、本来受けることができない保護を受けたというような場合に、同項の適用要件に該当すると解するのが相当である。

(2) この点に関し、処分庁は収入があったときには必ず収入申告を行うよう指導した旨を主張するのに対し、審査請求人は当該指導を受けていない旨を主張しており、審査請求人の主張が事実であれば、法第７８条第１項を適用できないこととなるので、このことについて以下に検討する。

(3) 処分庁は、本件処分に至るまでに、収入申告に関し、次のような経過があったとしている。

ア　平成２７年９月２８日、審査請求人から電話があり、同年１０月５日から株式会社〇〇〇〇（以下「〇社」という。）という防水工事の会社へ勤務することになったとの報告があった。

イ　平成２７年１１月１３日、審査請求人へ電話したところ、〇社では働いておらず、同月１２日から本件勤務先で仕事をしているとの報告があった。処分庁の担当者へ報告がなかった理由については、「忘れていた。」との返答があった。

ウ　平成２８年２月２６日、審査請求人から電話があり、〇社は退社し、新しい会社で働いているとの報告があった。担当者は〇社から得た給与の収入申告を早急にするよう指導した。

エ　平成２８年２月２９日、審査請求人の自宅で面接を実施したところ、審査請求人から〇社の給与について収入申告があり、現在は〇〇〇〇という会社で解体工のアルバイトをしていること、〇社は人間関係が悪化したため、２か月程度で退社したこと等の報告があった。

(4) これら処分庁が主張する経過は、その日付や内容等が相当程度に具体的であり、審査請求人もこれらの経過については否認しておらず、また、これらの経過を否定するような証拠もないから、事実と認められる。

そして、これらの事実によれば、審査請求人は、本件勤務先に先行して就職した〇社については、自ら就職の報告をしているのであり、また、その給与についても処分庁から収入申告を指導され、実際に申告しているのであるから、当然、

審査請求人は、本件勤務先の給与についても、処分庁に対して申告しなければならないものであると認識していたものと認められる。

(5) また、生活に困窮するものに対しその困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するという生活保護制度の趣旨に鑑みると、法第６１条に規定する収入状況についての申告義務は、生活保護を受給する場合に最低限遵守すべきものであるから、生活保護受給者がその収入を申告しなくてもよいと誤認するような特別の事情がない限り、生活保護受給者は収入申告の義務を認識していると推認するのが自然である。

(6) これを本件についてみると、本件事件記録によれば、審査請求人は本件処分に係る生活保護を受ける以前（平成２４年９月１８日から平成２５年９月１０日まで及び平成２６年１月２４日から同月２９日までの期間）にも、本市において生活保護を受けていたことが認められる。そして、このような過去にも生活保護を受けていたという事実は、審査請求人が収入申告の義務を認識していたとの推認を更に補強するものというべきであり、本件事件記録によっては、審査請求人が本件給与収入を申告しなくてもよいと誤認するような特別な事情があったとは認められないから、審査請求人は、本件給与収入について申告義務があることを認識していたものと認められる。

(7) したがって、審査請求人は本件勤務先の給与について申告義務があることを認識していたにもかかわらず、これを怠ったのであるから、審査請求人は、不正な手段により保護を受けたというべきであり、処分庁が法第７８条を適用したことは適法と認められる。

３　結論

以上のとおり、本件審査請求は、本件処分のうち徴収決定額〇〇〇〇円を超える部分を取り消すことを限度として理由があるからこれを認容し、その余については理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり裁決する。

平成３０年４月１３日

審査庁　前橋市長　山　本　　龍